

兵庫県立明石高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立明石高等学校

1 本校の方針

建学の精神「自彊不息」、校訓「自治・協同・創造」のもと、自ら人生を切り拓いていくたくましい精神を培い、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する、心豊かな人間の形成に努める。このため、学校経営の重点として、「地域に信頼される、魅力ある学校づくりの推進」、「豊かな心と生きる力を育む教育の創造」、「基礎・基本の定着と応用する力の育成を図り、個性を伸ばす教育の充実」、「高い志をもって国際社会に貢献できる人材の育成」の4項目を設定し、生徒の能力や適性・興味・関心に応じた教育活動を展開する。

いじめの問題への対応に向けて、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるように、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に努め、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、大正12年に創立され長い伝統を今に活かして更なる飛躍を目指している。伝統ある建学の精神をしっかりと守りつつ、さらにこれから先を見据えて時代や社会の変化に対応した教育を進め、生徒と教職員が一丸となり、魅力ある学校づくり、魅力ある教育の実現に努めていく。

まず、いじめの未然防止のために、すべての生徒に集団の一員としての自覚と自信を持たせ、自らの手で、互いに認めあえる人間関係・学校風土を築かせる。その第一歩は、すべての生徒が規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進めることである。

そのため、すべての教職員が、あらゆる学校の教育活動において、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して、生徒による自主的な運営を支援する。そして、これら教育活動を通じて道徳教育のめざすところを具現化させるとともに部活動の一層の活性化と体験教育等の充実を図る。そのような活動の中で他の生徒や教職員と関わり合い、絆を深めることによって、生徒自らに人と関わることの喜びや大切さに気づかせ、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得させる。

以上の取組を通して、「すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性がある」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築いて豊かな心と自尊感情を育む「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめの防止等の指導體制、組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制・生徒指導体制などの校内組織を別に定める。その構成員は管理職を含む複数の教職員と心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者である

別紙1 日常の指導體制

また、いじめは教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいため、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期に発見できるようチェックリストを別に定める。

別紙2 早期発見のためのチェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針やいじめの防止のための取組・早期発見の在り方・いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、「いじめ対応チーム」により情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実の有無について事実確認を行い、迅速にいじめを解決する。そのための組織的対応を別に定める。

別紙4 緊急時の組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

は、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」に当該重大事態の性質に応じて適切な外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、開かれた学校づくりをめざして情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公表するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、生徒集会、学年保護者会、三者懇談、家庭訪問、地域代表者の会合等あらゆる機会を利用して生徒や保護者・地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、教職員の研修を充実させるとともに、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に検証し、必要に応じて見直しを行う。本方針の見直しにあたっては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、教職員及び学校関係者による学校評価に加えて、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、保護者や地域からの意見も積極的に聴取するように留意する。